

# 特記仕様書

令和6年度 河津・松崎地区造林（地拵外）請負事業

## — 地 拵 —

### 1. 植幅及び置幅

作業種	作業仕様			適用林小班等
全刈地拵	植幅	2.7	m以上	675ほ3、675に1、622に1
	置幅	1.7	m以内	

（注）寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

2. 末木枝条等の集積については、1の筋置を原則とするが、優先的に搬出作業道への集積を行うこと。  
ただし、作業道敷の谷側1m程度を確保し山側に集積すること。
3. 集積物の高さは2mを超えないこと。  
また、関東森林管理局仕様書のとおり、集積物安定のための枝条等の切断、杭打ちなどの必要な措置を講ずること。
4. 獣害防護柵の設置を予定する箇所には枝条等を置かないこと。
5. 現場での判断が難しい場合には、監督職員と協議し、その指示に基づき作業を行うこと。
6. CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、静岡県におけるCSF対策を熟知して適切な対策に努めること。

# 特記仕様書

令和6年度 河津・松崎地区造林（地拵外）請負事業

## — 植付 —

### 1. 苗木の仕様

樹種	コンテナ容量	苗長 (cm)	根元径 (mm)	摘要
スギ	150ccまたは 300cc	30～	3.5～	花粉症対策 コンテナ苗
ヒノキ	150ccまたは 300cc	30～	3.5～	花粉症対策 コンテナ苗

(備考) コンテナ苗について上記仕様のほか、形状比（苗長／根本径）は100未満を目安とし、これを超える場合は、根鉢や枝葉の発育状況により良好な苗木であることが確認できることを前提に監督職員と協議すること。

※花粉症対策苗は無花粉苗、少花粉苗及び低花粉苗とする。

苗木の調達が地元県内では困難で、隣接都県から調達可能な場合は、当該都県の苗木を使用する。苗木の輸送は請負者負担による。

### 2. 植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	植付本数 (本)	植付間隔 (水平距離)		適用 林小班	ha当たり 植付本数	備考
		列間 (m)	苗間 (m)			
ヒノキ (コンテナ苗)	4,500	2.2	2.2	622ろ1	2,100	
スギ (コンテナ苗)	1,400	2.2	2.2	675ほ3	2,100	
スギ (コンテナ苗)	6,300	2.2	2.2	675に1	2,000	

(注) 寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

### 3. その他

- ・立木がある場合は樹下への植栽は避ける。
- ・作業道、岩石地、枝条堆積地で植付除地としているところへの植栽は避ける。
- ・獣害防護柵から距離（1.5m程度）を保って植栽する。
- ・事前に監督職員の指示を受けるものとする。

# 特記仕様書

令和6年度 河津・松崎地区造林（地拵外）請負事業

## 一 獣害防護柵（金網獣害防護柵）設置 一

### （1）作設位置

作設位置は、図面及び現地において表示してある箇所とする。ただし、地形、土壌条件等により設置が困難な場合は、監督職員と協議すること。

### （2）構造及び使用資材

別紙標準図及び材料表のとおり。使用資材については、全数量について監督職員の納品確認を受けることとし、設置後余分な資材が生じた場合は、監督職員に引き渡すこととする。

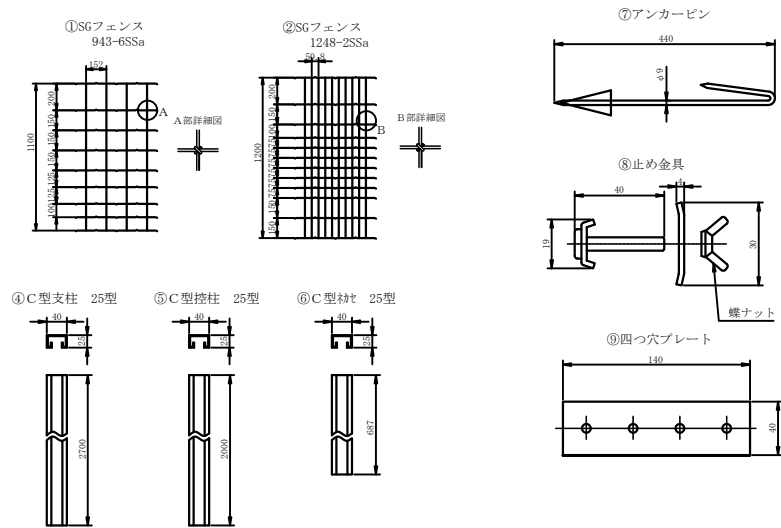
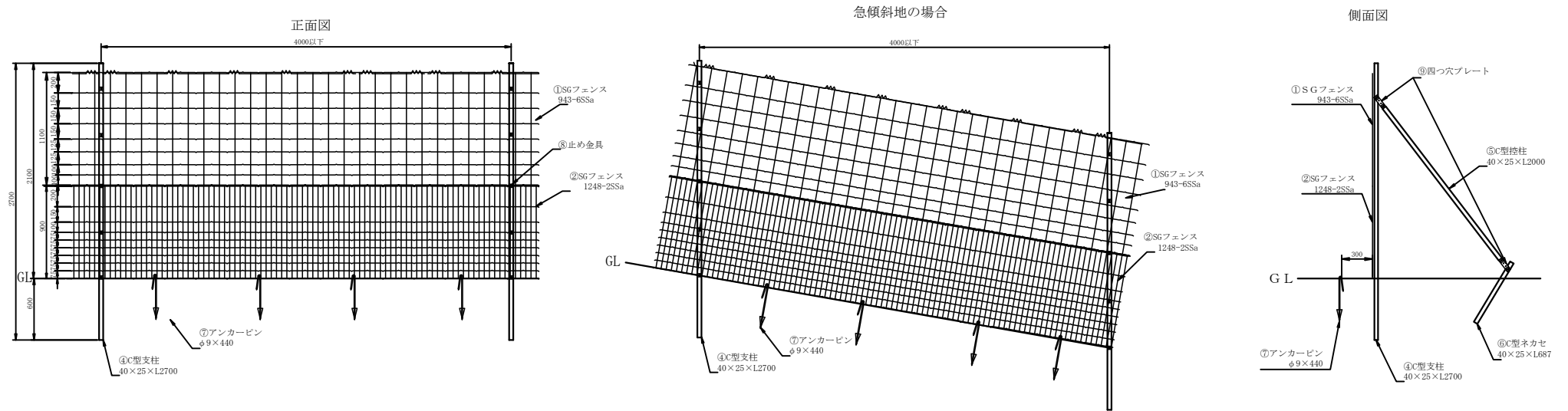
### （3）作業方法等

- ① 支柱（270cm）は地中に60cm埋め込み、ぐらつかないように設置する。
- ② 支柱設置間隔は4.0m間隔を標準とする。
- ③ 控柱設置は12m間隔を標準とする。コーナー部等柵への負荷が大きい箇所等、特に必要とされるところがある場合は、監督職員と協議し、補強用控え柱を設置する。
- ④ 下段フェンスは折返し部分（30cm）を地面に密着させ、浮き上がらないようアンカーピンで固定する。アンカーピンは支柱間隔4.0mの間に4本打ち込みを標準とする。
- ⑤ 出入口数は請負事業調書のとおり。設置位置は図面の位置をもとし、詳細な位置については監督職員の指示を受けるものとする。出入口部が両側から引っ張られ、広がるのを防ぐため、上部に補強線を通すこととする。
- ⑥ 柵のできあがり寸法（高さ）は、緩傾斜地において2.0mとする。急傾斜地においては、支柱上部に上段金網を合わせ、可能な限りできあがり寸法を高くすることとする。

### （4）その他

- ① 完了時には柵内にシカが入っていないか十分確認し、シカ発見時には追い出すこと。
- ② 獣害防護柵設置は、保安林協議終了後に実施すること。
- ③ この仕様書に定めのない事項については、監督職員と協議すること。

# 獣害防護柵設置標準図



品番	品名	規格・寸法	材 料	重量
①	SGクロスフェンス 943-6SSa	高さ:1100mm 長さ:25m/巻	JIS G3547 SWMGS-4 横最上線・横最下線・縦線径 φ2.0mm 横中間線径 φ2.0mm	10.7kg
②	SGクロスフェンス 1248-2SSa	高さ:1200mm 長さ:15m/巻	横最上下線:JIS G3548 SWMGS-4 φ2.5mm 横中間線:JIS G3548 SWMGS-4 φ2.0mm 縦線: JIS G3548 SWMGS-4 φ2.0mm	15.9kg
④	C型支柱 25型	長さ:2700mm	JIS G3131 SPHC t1.4 亜鉛めっき	3.8kg
⑤	C型控柱 25型	長さ:2000mm	JIS G3131 SPHC t1.4 亜鉛めっき	2.8kg
⑥	C型衤せ 25型	長さ:687mm	JIS G3131 SPHC t1.4 亜鉛めっき	0.9kg
⑦	アンカーピン	左図寸法	JIS G3532 SWM-B 亜鉛めっき	0.3kg
⑧	止め金具	左図寸法	亜鉛めっき	0.03kg
⑨	四つ穴プレート	左図寸法	亜鉛めっき	0.14kg

令和6年度 河津・松崎地区造林（地拵外）請負事業

獣害防護柵（金網柵）全量材料表（割増含む） 新設分

品名	規格	622ろ1林小班			675ほ3林小班			備考
		640		mあたり	260		mあたり	
		数量	単位	総重量(kg)	数量	単位	総重量(kg)	
金網（上段用）	943-6SSa H1.1m(25m/巻)	27	巻	264.60	11	巻	107.80	
金網（下段用）	1248-2SSa H1.2m(15m/巻)	47	巻	752.00	19	巻	304.00	
C型支柱	PH2.5 40*25*2700mm	181	本	684.18	79	本	298.62	4.0m 間隔支柱、 各々出入口4箇所含む
C型支柱（控柱）	PH2.5 40*25*2000mm	64	本	179.20	26	本	72.80	12.0m 間隔
C型支柱（ネカセ）	PH2.5 40*25*687mm	64	本	57.60	26	本	23.40	12.0m 間隔
控柱・ネカセ接続 金具	4穴プレート	128	個	17.92	52	個	7.28	2個/控柱1本
補強線	2.6mm	33	kg	33.00	14	巻	14.00	1kg*1巻、 上部補強用・出入口補強用含む
アンカーピン	9*440mm	704	本	211.20	286	本	85.80	1区画（4m）に4本
止金具	C型支柱、 4穴プレート分	1,152	個	34.56	508	個	15.24	5個/支柱1本 2個/4穴プレート1個 出入口分を含む
小計				2,234.26			928.94	

# 特記仕様書

令和6年度 河津・松崎地区造林（地拵外）請負事業

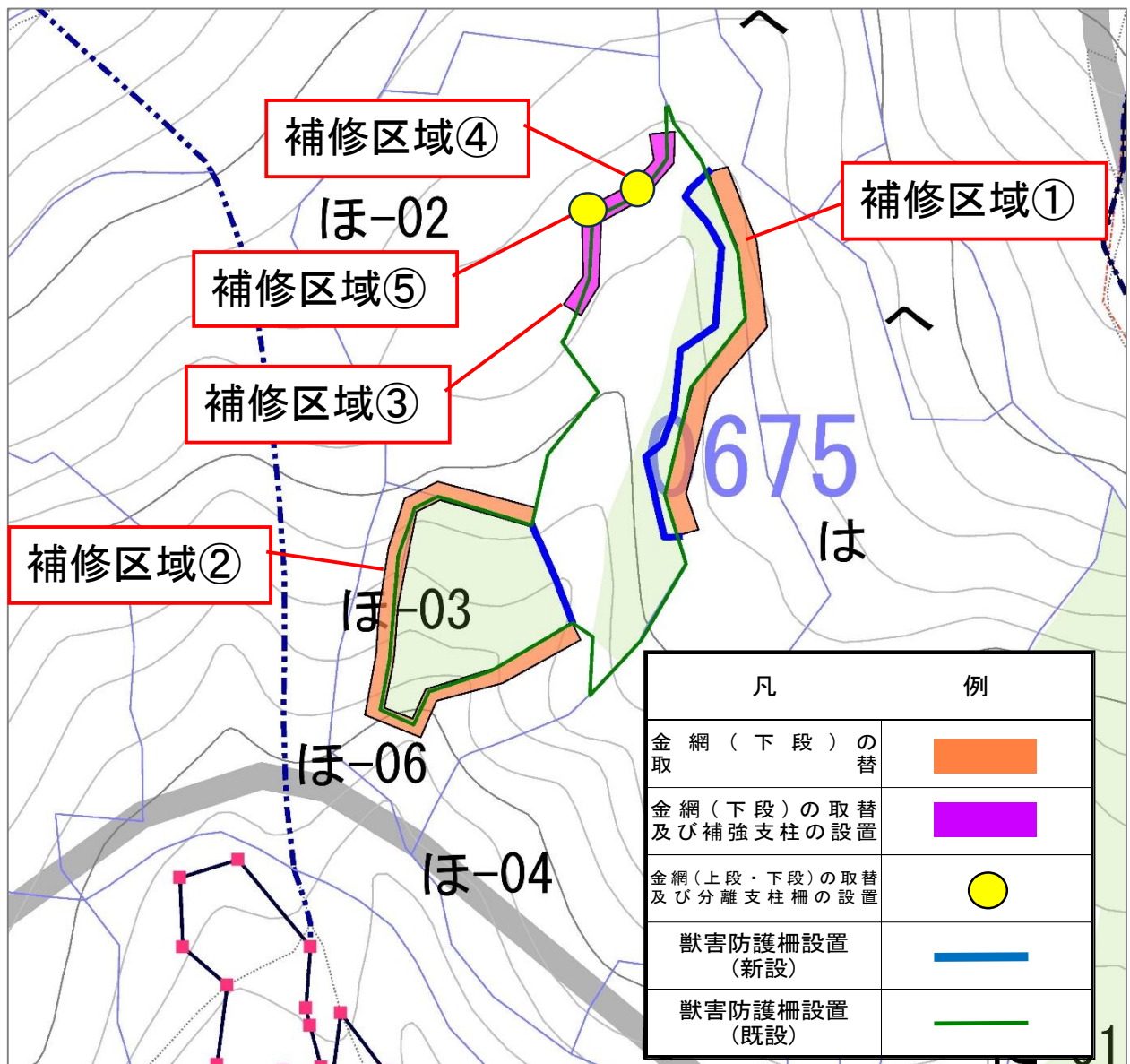
## ― 獣害防護柵（金網獣害防護柵）補修 ―

### （1）実施内容及び実施区域

本事業の補修作業について、実施内容及び実施箇所は、下表及び参考図面のとおりとする。

実施内容	総延長 (m)	実施区域
金網（下段）の取替	420	補修区域①・補修区域②
金網（下段）の取替及び補強支柱の設置	54	補修区域③
金網（上段・下段）の取替及び分離支柱柵の設置	36	補修区域④・補修区域⑤

参考図面 補修区域（1/2,500）



(2) 補修作業にかかる資材の取扱いについて（総則）

1. 本補修作業に使用する資材は、全数量について監督職員の納品確認を受けることとし、設置後余分な資材が生じた場合は、監督職員に引き渡すこととする。本事業で使用する資材全数量については、材料表のとおりとする。

2. 各補修作業により取り外した資材について、すべてまとめて林道まで運搬し、集積することとする。

(3) 補修内容毎の実施区域概要、作業手順及び使用資材

i 金網（下段）の取替

一. 実施区域

実施区域	延長 (m)
補修区域①	260
補修区域②	160
合計	420

二. 作業手順

1	金網（下段）の切離し	既設の金網（下段）を上下の金網接合部より下部で切離す。
2	各資材の取外し	既設のアンカーピンや固定に使用していた止金具を外し、既存の金網（下段）を取外す。
3	金網（上下）の結合	新しい金網を張り、結合コイルで上段ネットと結合する。
4	金網の固定	支柱と金網を金具で固定し、アンカーピンの打込みを行う。

三. 使用資材

	100mあたり	420mあたり	備考
金網（下段用）	7.2巻	31巻	1巻 15m
アンカーピン	110本	462本	1区画 4本
止金具	83個	349個	1区画 4個
金網結合コイル	110個	462個	支柱1本につき3個

ii 金網（下段）の取換及び補強支柱の設置

一. 実施区域

実施区域	延長 (m)
補修区域③	54
合計	54

二. 作業手順

1	金網（下段）の切離し	既設の金網（下段）を上下の金網接合部より下部で切離す。
2	各資材の取外し	既設のアンカーピンや固定に使用していた止金具を外し、既存の金網（下段）を取外す。
3	金網（上下）の結合	新しい金網を張り、結合コイルで上段ネットと結合する。
4	補強支柱の打込み	既存支柱の中央を目安に補強支柱を打込む。（標準支柱間隔2.0m）
5	金網の固定	支柱と金網を金具で固定し、アンカーピンの打込みを行う。

三. 使用資材

	100mあたり	54mあたり	備考
金網（下段用）	7.2巻	4巻	1巻 15m
C型支柱	27本	15本	1区画 1本
アンカーピン	110本	60本	1区画 4本
止金具	163個	89個	1区画 4個
金網結合コイル	110個	60個	



iii 金網（上段・下段）の取替及び分離支柱柵の設置

一. 実施区域

実施区域	延長 (m)
補修区域④	12
補修区域⑤	24
合計	36

二. 作業手順

1	既設柵の分断	該当区域の既設柵の両端の支柱から金網（上段・下段）を数m残して切り離す。
2	既設資材の取外し	既設のアンカーピンや固定に使用していた止金具を外し、既存の金網（上段・下段）を取外す。
3	分離支柱柵の設置	分離支柱を打込み、金網を張る。
4	金網の固定	支柱と金網を金具で固定し、アンカーピンの打込みを行う。
5	控柱の設置	分断した既設柵の両端及び分離支柱柵の両端に控柱を設置する。 ※補修区間⑤の分離支柱柵は、区域中央部の支柱に1本設置する。

三. 取外し資材及び取付資材の概要

補修区間④

取外し 資材	該当区域の既設資材全体 (支柱・控柱・金網・アン カーピン等)	12m分	支柱2本及び控柱3本は分離支 柱柵の支柱として、再利用す る。
取付資材	支柱	6本	標準設置間隔2.5m 既設柵の再利用支柱2本を含ん だ数量
	控柱	4本	両端の支柱 (既設柵・分離支柱柵) 既設柵の再利用控柱3本を含ん だ数量
	金網(上段・下段)	15m	
	その他補強線や止め金具等		取付数量は、新設作業の設計に よる。詳細は材料表による

補修区間⑤

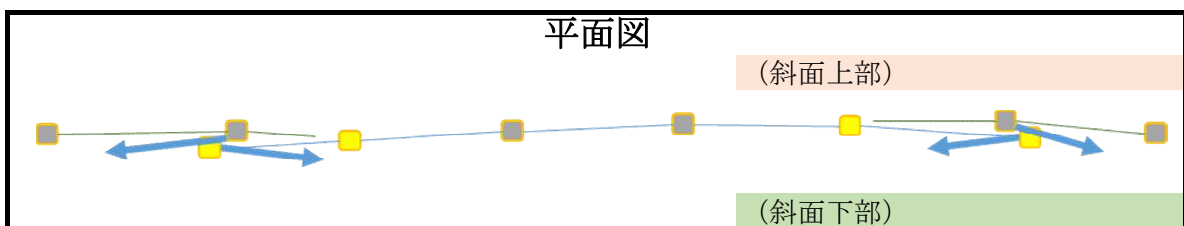
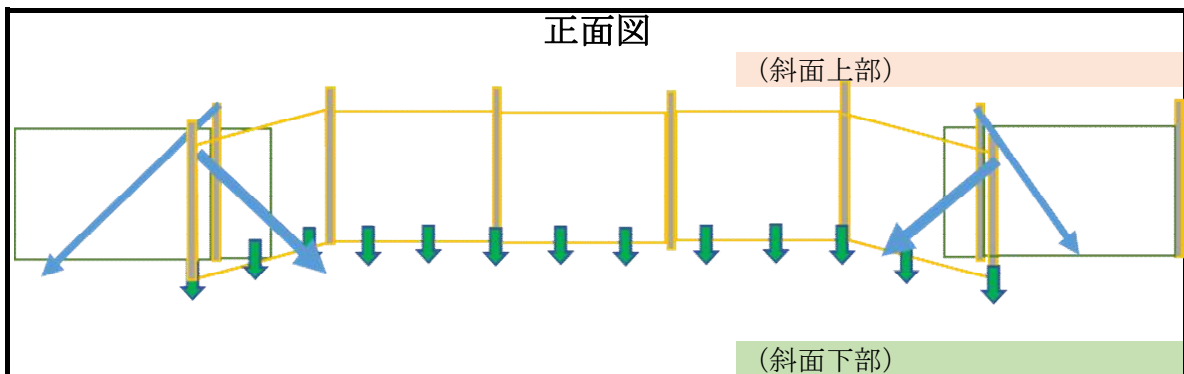
取外し 資材	該当区域の既設資材全体 (支柱・控柱・金網・アン カーピン等)	24m分	資材の再利用は行わない。
取付資材	支柱	10本	標準設置間隔2.5m
	控柱	5本	
	金網(上段・下段)	25m	
	その他補強線や止め金具等		取付数量は、新設作業の設計に よる。詳細は材料表による

四. 分離支柱柵の支柱及び控柱の設置位置、その他特記事項（見取図のとおり。）

支柱（両端）の設置位置	既設柵（分断後）の両端支柱の斜面上部かつ外側に設置する。
支柱（両端以外）の設置位置	既設柵（分断後）の斜面上部・内側に設置（支柱間隔2.5mを基準とする。）  ※シカ等の侵入を防ぐため、可能な限り既存柵に近づける。  ※既設柵と結合しないこと。（分離させることにより、既設柵への被害を小さくするため。）
控柱	既設柵（分断後）及び分離支柱柵それぞれ両端にある支柱に設置する。ただし、補修区間⑤の分離支柱柵には、さらに区域中央部の支柱に1本設置する。  補修区間④：既設柵2箇所及び分離支柱柵2箇所（計4箇所） 補修区間⑤：既設柵2箇所及び分離支柱柵3箇所（計5箇所）  各柵それぞれ金網の緊張状態を保つ向きに設置すること。
アンカーピン	1区画2本～3本とする。（1mおきに設置する。）

見取図（分離支柱柵）  
（補修区間④を例とする。）

凡例					
正面図					
平面図				(なし)	
種類	既存柵	新規分離柵	支柱	アンカーピン	控柱 方向



令和6年度 河津・松崎地区造林（地拵外）請負事業

獣害防護柵（金網柵）全量材料表（割増含む） 補修分

品名	規格	675ほ3林小班			備考
		510		mあたり	
		数量	単位	総重量(kg)	
金網（上段用）	943-6SSa H1. 1m(25m/巻)	2	巻	19.60	
金網（下段用）	1248-2SSa H1. 2m(15m/巻)	37	巻	592.00	
C型支柱	PH 2 5 40*25*2700mm	29	本	109.62	既設柵の支柱2本を再利用する。
C型支柱（控柱）	PH 2 5 40*25*2000mm	6	本	16.80	既設柵の控柱3本を再利用する。
C型支柱（ネカセ）	PH 2 5 40*25*687mm	8	本	7.20	既設柵の控柱1本はネカセ・接続金具とも使用可。
控柱・ネカセ接続金具	4穴プレート	16	個	2.24	2個/控柱1本
補強線	2.6mm	2	巻	2.00	1kg*1巻、上部補強用含む
アンカーピン	9*440mm	561	本	168.30	1mに1本
止金具	C型支柱、 4穴プレート分	539	個	16.17	5個/支柱1本 2個/4穴プレート1個
金網結合コイル		522	個	0.52	1区画（4m）に4本
小計				934.45	

※本表には再利用を行う資材についての数量は含まない。

# 特記仕様書

令和6年度 河津・松崎地区造林（地拵外）請負事業

## － 単木保護 －

### （1）作設位置及び資材について

作設位置は、図面及び現地において表示してある箇所とする。ただし地形、土壌条件等により設置が困難な場合は、監督職員と協議すること。

本事業の単木保護資材について、シカ柵設置区域の苗木はウサギの防除、シカ柵設置区域外の苗木はシカ及びウサギの防除を想定している。（下表及び参考図面 使用資材（単木保護資材）別実施区域のとおり。）

林小班	実行面積 (ha)	設置本数 (本)	使用資材の種類
6 2 2 ろ 1 林小班	1.23	2,600	シカ・ウサギ被害防除単木保護資材 (ネットタイプ)
6 7 5 に 1 林小班	3.14	6,300	ウサギ被害防除単木保護資材 (ネットタイプ)
6 7 5 ほ 3 林小班 (シカ柵外)	0.22	450	シカ・ウサギ被害防除単木保護資材 (ネットタイプ)
6 7 5 ほ 3 林小班 (シカ柵内)	0.46	950	ウサギ被害防除単木保護資材 (ネットタイプ)
合計	5.05	10,300	

### （2）使用資材の取扱い及び設置方法について

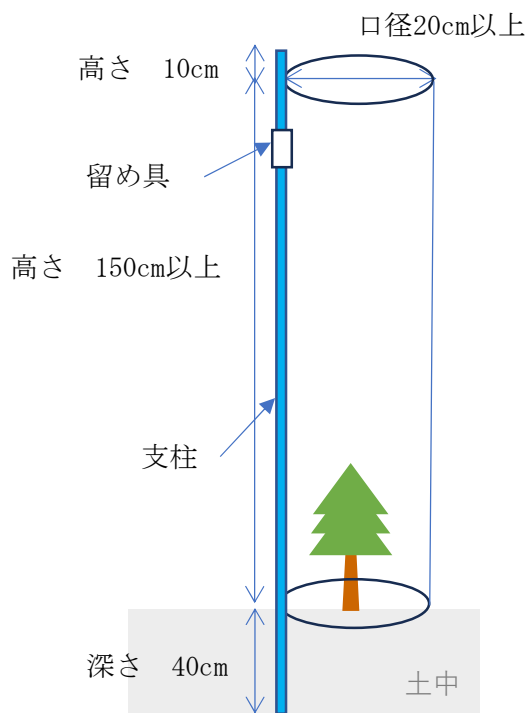
各資材については、別紙材料表のとおり。

使用資材は全数量について、監督職員の納品確認を受けることとし、設置後余分な資材が生じた場合は、監督職員に引き渡すこととする。

また、設置方法は使用する製品等に定められた方法とする。

材料表：シカ・ウサギ被害防除単木保護資材（ネットタイプ）

材質・規格		摘要
支柱	材質：FRP、被覆鋼管等 Φ8mm以上、 高さ：200cm以上	1セットあたり：1本以上
止め具	材質：ナイロン、ステンレス鋼、被覆鋼管等	使用する資材の仕様に準ずるものとする。
本体	材質：ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリエステル、バイオポリエステル等	
	高さ：170cm～180cm 目合：15mm×20mm以下	
杭	材質：ポリプロピレン、竹、FRP等	1セットあたり：1本以上

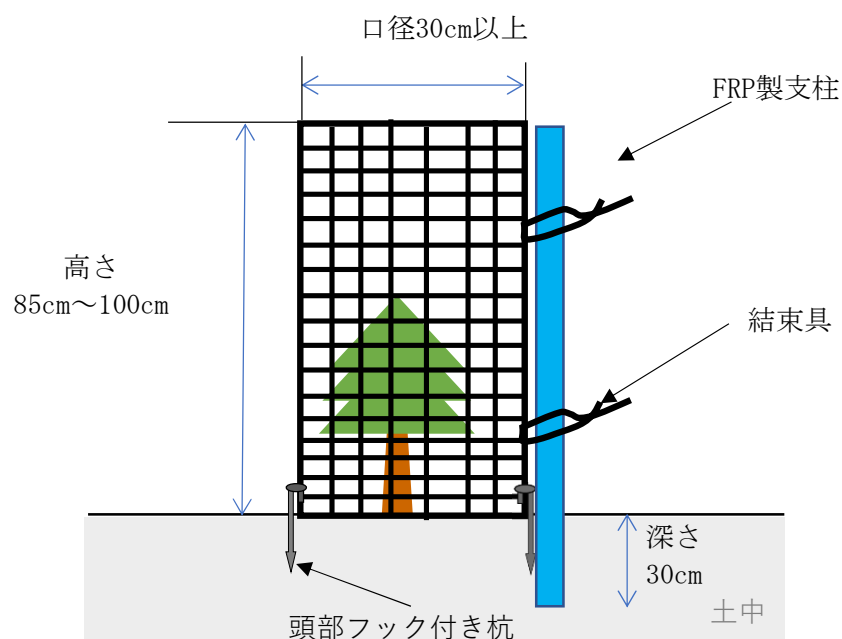


標準図

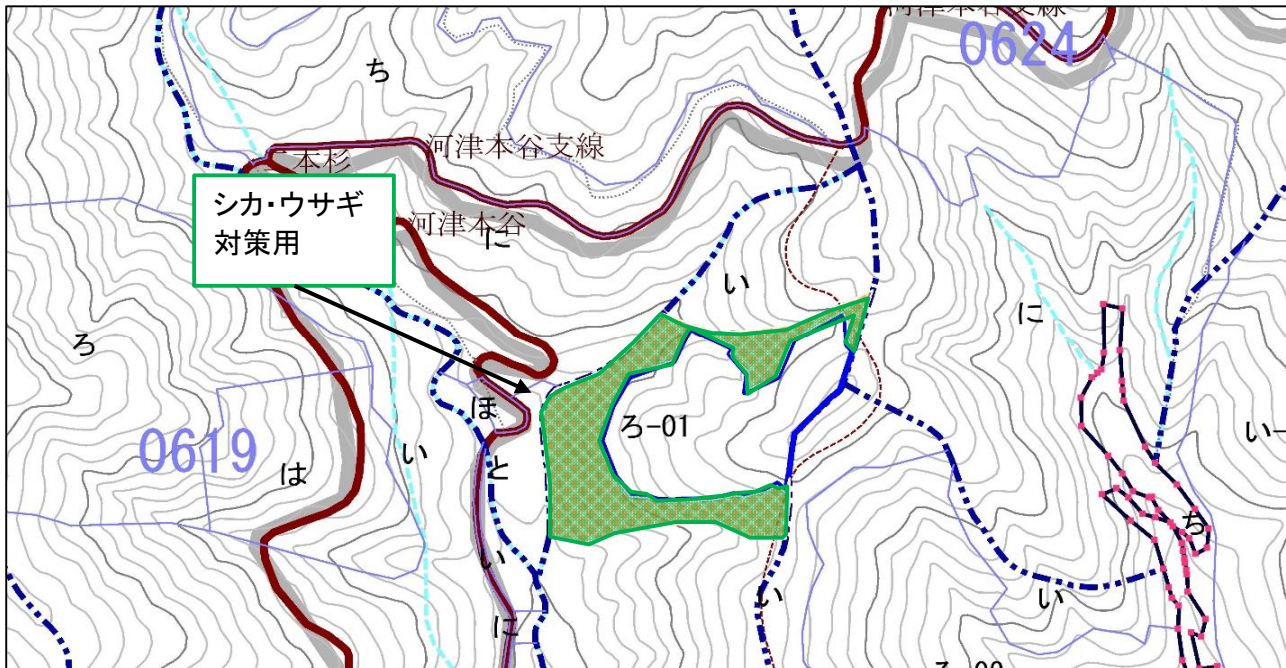
材料表：ウサギ被害防除単木保護資材（ネットタイプ）

材質・規格		摘要
支柱	材質：FRP Φ8～9mm 長さ1,000～1,100mm※	1セットあたり：1本
結束具 (支柱とネット の結束)	材質：ナイロン 幅3.0mm×長さ150mm以上※	1セットあたり：2箇所
本体	材質：ポリエチレン 糸幅3.0mm×厚2.0mm以上※	ウサギの噛み切りを防ぐため十分な厚さがあること。
	目合い：20mm～25mm 色：黒	耐候性に優れた黒色を使用する。
	高さ：85cm～100cm 幅1,000cm →円筒形にし、口径30cm以上とする。	シカ柵内に設置するため高さはウサギ用とする。 必要に応じて、適切な大きさにネットをカットして使用する。（片側はヒゲ無しにカットする。）
杭	頭部フック付き 長さ43cm※	フックでネットを固定する。 1セットあたり：2本

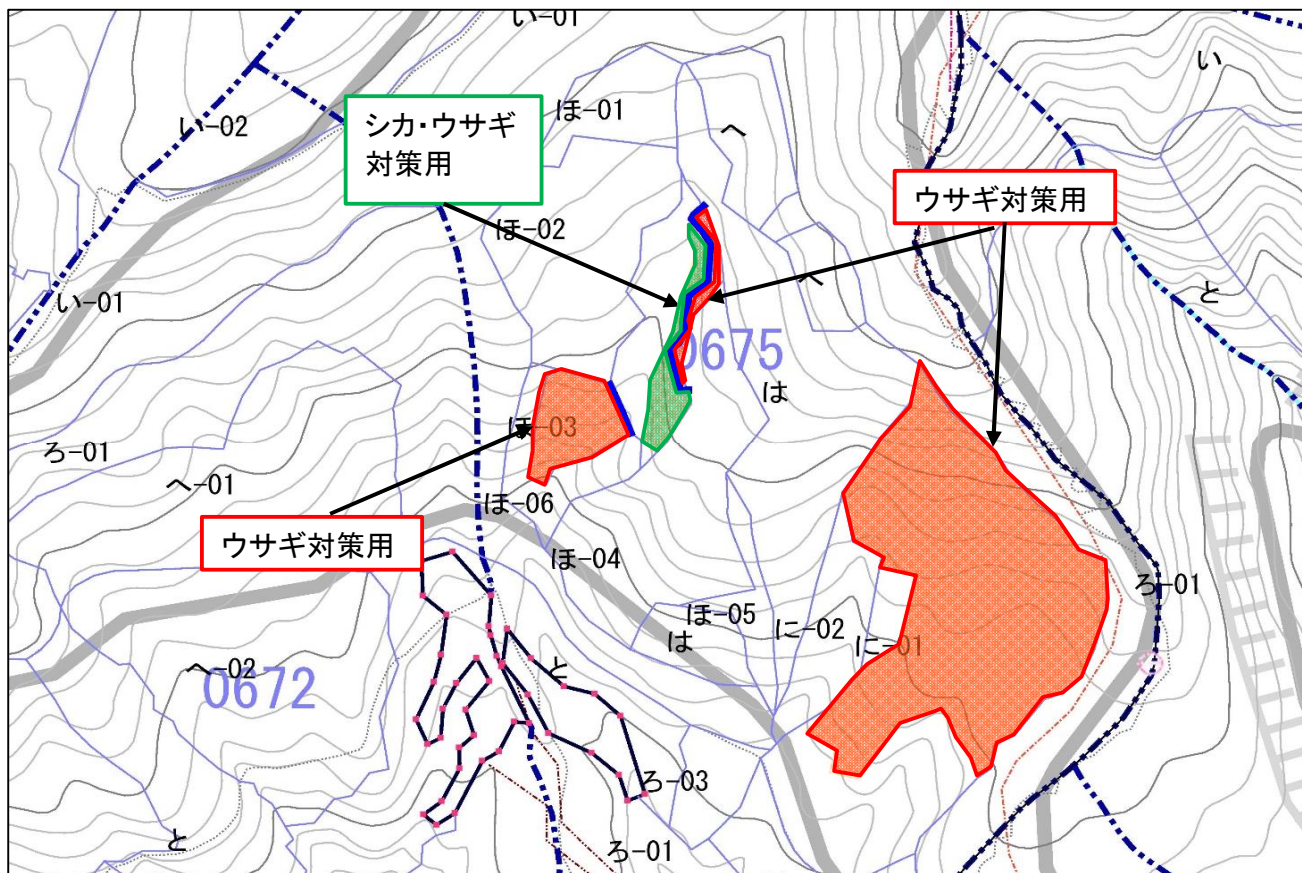
※もしくは同等の品質・規格を満たすもの。



参考図面 使用資材（単木保護資材）別実施区域（1/5,000）



622林小班



675林小班

凡	例
単木保護 (シカ・ウサギ)	
単木保護 (シカ)	



# 特記仕様書

令和6年度 河津・松崎地区造林(地拵外)請負事業

## － 忌避剤散布 －

### (1) 忌避剤の散布内訳

対象植栽 木樹種名	適用 害獣名	1回あたり の原液量 (ℓ)	希釈倍率 (倍)	散布面積 (ha)	植栽本数 (本)	植栽木1 本あたり 散布量(ℓ)	総散布量 (原液) (ℓ)	対象林小 班等
スギ	ウサギ	33.0	3	1.54	3,300	10	66.0	692ろ4
スギ	ウサギ	52.0	3	2.47	5,200	10	104.0	692ろ5
スギ	ウサギ	10.5	3	0.59	1,240	※8.5	21.1	511ち1
合計		95.5			9,740		191.1	

※ 植栽木1本あたりの散布量は樹高50cm以下の苗木については原液5cc、50cm～100cm以下の苗木については原液10cc、100cm～150cm以下の苗木については原液15ccとする。

### (2) 忌避剤の散布部分

主幹部分に散布する。

### (3) 使用薬剤

使用薬剤については、全数量について監督職員の納品確認を受けることとし、設置後余分な資材が生じた場合は、監督職員に引き渡すこととする。